

別添

## 県立博物館直流電源装置更新業務仕様書

- 1 業務名称 県立博物館直流電源装置更新業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所 鳥取市東町二丁目124番地 鳥取県立博物館（以下「委託施設」という。）
- 3 業務期間 契約締結日から令和8年12月20日まで

### 4 業務の内容

#### (1) 対象機器

直流電源装置 一式

・対象機器の既設仕様は、「既設 100V 系直流電源装置参考資料」及び「既設 24V 系直流電源装置参考資料」のとおり。

・新設機器仕様は以下のとおり（別添図面参照）。

装置筐体	鋼板製 屋内自立型、メーカー標準色塗装
交流入力	三相3線式440V 60Hz
直流出力1	DC116V 定格電流30A
直流出力2	DC/DC24V 定格電流10A
開閉器種類・設置数量	MCCB2P100AF/100AT×4系統 MCCB2P30AF/10AT×4系統
計器類・警報出力	保守管理に必要な項目・数値を目視確認できる構造とする。
外形寸法（参考）	W600mm×H2300mm×D800mm
蓄電池	SNS-200×52個（既設継続使用）
関係法令	消防法適合品であること。

#### (2) 業務内容

- ・対象機器について、既設同等の装置へ更新する。
- ・既設蓄電池について、100V系は継続使用、24V系（既設装置内収納）は処分とする。

100V系 型式 SNSX-200 200Ah  
SNS-200×52セル 104V  
2022年製

24V系 型式 FVL-50-12形 24V 50Ah  
2022年製

- ・現状は、直流 100V 系の直流電源装置と直流 24V 系の直流電源装置が並立しているが、更新後はこれを統合し一つの筐体に既設同等に電圧出力する装置をまとめる。

#### ア 事前調査・機種決定

- ・業務にあたって、既設機器の現状（外形寸法・仕様・設定・配線状況・給電先等）をよく確認すること。
- ・既設品との電氣的、機械的整合を取り、更新後も問題なく機能する機器を選定する。追加の外付機器、配線及び設定調整等に必要費用は本業務の契約範囲にて対応する。
- ・機種決定に併せて納入仕様書を発注者側担当者に提出し承諾を得ること。

#### イ 撤去・新設

- ・直流電源供給先のうち監視・制御設備については、更新作業中も仮設電源により電源供給し機能を継続させること。
- ・2面ある既設装置を撤去する。
- ・新設装置の床面固定に先立ち、耐震計算を行いアンカーボルトを選定すること。
- ・更新後不要となる装置固定用アンカーボルトは切断し、不要な配線等も撤去する。また、不要な開口は十分な強度を有する鉄板等で閉塞、不要な配管口はモルタル充填等対応する。
- ・既設アンカーボルトは、外観確認、引抜試験にて十分な強度があることを確認したうえで、継続使用可とする。
- ・装置更新・統合により、既設の外線ケーブル長が不足する場合は、ケーブル一式更新するか、床面に金属製プルボックスを新設しこの中で追加する同等の延長ケーブルと接続する。
- ・不用品は関係法令に従い、適正に処分する。

## ウ 試験調整

- ・装置更新後、電源供給先が正常に動作していることを確認する。試験調整に必要な技術者等の派遣費用は、本業務の契約範囲において対応する。

## 5 特記事項

### (1) 諸法規の遵守

本業務に適用される関連法令を遵守すること。

また、鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って、環境負荷の低減に努めるとともに省資源、省エネルギーに配慮すること。

### (2) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（令和5年版）による。

### (3) 業務責任者、技術者

受注者は、業務責任者を1名選任し、業務責任者選任通知書（様式第1号）により発注者に通知すること。

なお、法令及び仕様書等で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行わなければならない。

### (4) 業務工程

受注者は、業務工程について発注者と十分協議し承諾を得た上で作業を行うこと。

本業務の実施に当たっては、委託施設の運営に支障を生じないように行うとともに、事故の起こらないように細心の注意を払うこと。

運営の支障となる作業は原則休館日または時間外に行うこと。

### (5) 業務完了通知書、検査及び委託料の支払

ア 受注者は、4の業務を完了した時は、完了の日から30日以内に報告書（機器仕様書・取扱説明書、保証書、設定表、試験成績書、取替前後写真等を取りまとめたもの）を発注者に1部提出し、全ての業務完了後には遅滞なく業務完了通知書（様式第2号）を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

イ アの検査合格後、受注者は発注者に請求書を速やかに提出し、発注者は正当な請求書を受理してから30日以内に、受注者に請求に係る委託料を支払うものとする。

### (6) 養生及び後片付け

本業務の履行に当たり、既存部分を汚染又は損傷するおそれのある場合は、適切な方法で養生を行うものとし、業務完了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うものとする。

運搬経路について、装置の荷下ろしが想定される荷解場から装置を設置する発電機室への運搬経路には23cm×6段の階段があり、装置に損傷を与えないよう運搬・養生方法について検討のこと。受注者の責めにより既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修すること。第三者に損害を与えた場合は賠償を行うこと。

### (7) 光熱及び水道等の利用

本業務に必要な光熱及び水道等の利用は、事前に発注者の承諾を得て無償で使用できる。

また、本業務のために来館する際は、委託施設の駐車場を利用できる。

### (8) その他

#### ア 業務に必要な資料の閲覧

既設機器等の状況を自ら確認し、適法に業務を行うこと。これに必要な発注者の保管している資料（各種図面、関係届出書類）については、受注者の要望により委託施設において閲覧に供するので受注者において確認のこと。

## 6 一般共通事項

### (1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

### (2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに（3）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対してアの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受

注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(6) 疑義

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、受注者発注者協議の上で定めるものとする。